

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-18004

(P2005-18004A)

(43) 公開日 平成17年1月20日(2005.1.20)

(51) Int. Cl.⁷

G10D 13/06

A63H 37/00

G10K 11/08

F1

G10D 13/06

A63H 37/00

G10K 11/08

テーマコード(参考)

2C150

審査請求 有 請求項の数 13 書面 (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2003-205100(P2003-205100)

(22) 出願日 平成15年6月26日(2003.6.26)

(71) 出願人 391004609

三共理研株式会社

東京都葛飾区高砂1丁目4番3号

(72) 発明者 野田 治之

東京都葛飾区高砂1丁目4番3号 三共理

研株式会社内

Fターム(参考) 2C150 DF01 DF06 DF24 DF43 DF50

DK12 FB43 FD13

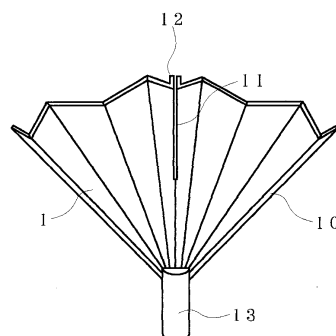
(54) 【発明の名称】 応援用具

(57) 【要約】

【目的】 単体で且つ簡易な構造で拍子木のように打撃音を発生させることが出来るような応援用具を提供する。

【構成】 打撃可能な物体の壁面にスリットを設けた応援用具であって、手で壁面を打撃するとその勢いにより前記スリットの両縁部が互いに打ち合って打撃音を発するものである。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

打撃可能な物体の壁面にその長手方向へスリットを設けて、壁面を打撃した時に前記スリットの両縁部が打ち合うようにしたことを特徴とする応援用具。

【請求項 2】

前記打撃可能な物体が板状体である、請求項 1 に記載の応援用具。

【請求項 3】

前記打撃可能な物体が筒状体である、請求項 1 に記載の応援用具。

【請求項 4】

前記打撃可能な物体がメガホン部を備えている、請求項 1 に記載の応援用具。

10

【請求項 5】

前記スリットは前記壁面の縁部に達するものである、請求項 1 に記載の応援用具。

【請求項 6】

前記スリットは前記壁面の縁部に達していないものである、請求項 1 に記載の応援用具。

【請求項 7】

前記壁面の、前記スリットの前記縁部側の端部と縁部との間に伸縮部が設けられている、請求項 6 に記載の応援用具。

【請求項 8】

前記スリットの両縁部の肉厚が他の壁面部よりも大きいものである、請求項 1 に記載の用具。

20

【請求項 9】

前記スリットの両縁部に互いに打ち合うことが可能な鏝部が形成されている、請求項 1 に記載の応援用具。

【請求項 10】

前記スリットは、前記壁面の長手方向へ設けられた凸条部の中心部に、その長手方向へ向け切り込みが入れられて成るものである、請求項 1 に記載の応援用具。

【請求項 11】

前記凸条部の中心部が鋭角に形成されている、請求項 10 に記載の応援用具。

【請求項 12】

前記スリットは、前記壁面の長手方向へ設けられた凹条部の中心部に、その長手方向へ向け切り込みが入れられて成るものである、請求項 1 に記載の応援用具。

30

【請求項 13】

前記凹条部の中心部が鋭角に形成されている、請求項 12 に記載の応援用具。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

この発明は、壁面を手で打撃することによって音を発生させることが出来るような応援用具に関する。

【0002】**【従来の技術】**

40

スポーツ観戦例えば野球の応援に際し、両手に持った2つのメガホンを互いに打ち付け合って音を出すことが盛んに行なわれている。またメガホンの代わりに合成樹脂製のおもちゃのバットを打ち合って打撃音を出すようなことも行なわれている。これ等の使用法は拍子木に倣ったものであると言える。

【0003】**【発明が解決しようとする課題】**

しかしながらこれ等の応援方法に於いては、拍子木と同様の使用法並びに構成としているため、メガホンであればメガホンを2つ必要とし、バットのおもちゃであればそれを2つ必要としている。同じようなものがペアに成っていないと、拍子木的な使い方が出来ないのである。

50

【0004】

そこでこの発明は、ひとつでも同様の作用効果が得られるような新規な構造の応援用具を提供しようとするものである。

【0005】

【課題を解決するための手段及び作用】

上記課題は、打撃可能な物体の壁面にその長手方向へスリットを設けて、壁面を打撃した時に前記スリットの両縁部が打ち合うようにすることにより達成される。なお前記スリットの形成個数に付いて、1以上の任意個数が可能であるために特に限定しないが、製造面や強度面などから見て1つまたは2つ程度が妥当である。

【0006】

打撃可能な物体とは、例えば上述したメガホンや中空なバットのおもちゃのような筒状体のことである。メガホン形状をしてはいてもメガホンとしての役割を担っていないようなものでも、筒状体であればその壁面などが打撃可能である。また打撃可能な物体とは、例えば単なる平板や扇状体や所謂ハリセンなどの板状体のことであって、これ等は扇子で頭をチョンと叩く仕草からも分かるように、主としてその側縁部などからの打撃が可能である。

10

【0007】

なお前記筒状体では次のような効果を奏する。すなわちスポーツ観戦、例えば野球の応援に際し両手に持った2つのメガホンを互いに打ち付け合って音を出すことが盛んに行なわれている。またメガホンの代わりに合成樹脂製のおもちゃのバットを打ち合って打撃音を出すようなことも行なわれている。これ等の使用法は、拍子木に倣ったものであると言うことが出来る。しかしながらこれ等の応援方法に於いては、拍子木と同様の使用法並びに構成としているため、メガホンであればメガホンを2つ必要とし、バットのおもちゃであればそれを2つ必要としている。従ってこれまでは同じものを2つ1組として購入しなくてはならないために、不必要に出費が大きくなっていたが、この発明は上述したような問題をも解決することが出来るのである。

20

【0008】

さて前記スリットとは、この壁面に設けられた切れ込みのことである。従って例えば前記筒状体であればそれを片方の手で持ち、もう一方の手で筒状体の壁面を打撃すると、その勢いにより前記スリットの両縁部が互いに打ち合って打撃音を発するのである。また前記板状体であればそれを片方の手で持ち、もう一方の手で板状体の側縁部などを打撃すればよい。なおスリットの幅に付いては、その両縁部が互いに打ち合い得る程度であれば特に限定されない。スリットさえ空いていれば、その両縁部が接しているような状態であっても、打撃の弾みによって音を発生することが分かっている。

30

【0009】

次に、前記打撃可能な物体がメガホン部を備えているものとしてもよい。前記メガホン部はメガホンとしてのみ使用され、その吹き口部で声を出すことによって拡声の作用を生ずる。従って打撃による応援とメガホンによる声援とをひとつの用具で使い分けることが出来る。

【0010】

次にスリットは前記壁面の縁部にまで達するように設ける場合と、そうでない場合とがある。前者の場合には打撃によってスリットの両縁部が比較的強く打ち合い、比較的大きな音を立てることが出来る。後者の場合でも打撃によってスリット回りが打ち合うため音を発生する。なお特に後者では携帯時や打撃時に於ける壁面の変形が少なくなると言う効果がある。この壁面の潰れや変形の度合いは前者では打撃可能な物体の形状や素材によって異なることが分かっている。打撃可能な物体が潰れて、スリットの両縁部が重なり合うこともある。しかしながら後者では、変形的作用そのものが生じ難いのであり、発生する音もガチャガチャ音ではなくより軽快な音になるなどの作用効果が見られる。

40

【0011】

なお後者の応援用具に於いて、前記壁面の、前記スリットの前記縁部側の端部と縁部との

50

間に伸縮部が設けられているものでは、打撃時にスリットの両縁部が打ち合う際にこの伸縮部が縮まることによってこの両縁部の打ち合いがより行なわれやすくなる作用がある。当該伸縮部は、この部位のみ素材を伸縮性のあるものにしたたり、蛇腹のような伸縮する構造にすることなどにより実現可能である。あるいは前者の応援用具の場合では、スリットの前記縁部側の端部と縁部との間に伸縮素材を挟み込むことによっても実現可能である。

【0012】

次に前記スリットの両縁部の肉厚が他の壁面部よりも大きいものとする事が出来る。前記スリットの両縁部が他の壁面部と同じ肉厚であるよりも、幾分なりとも厚みがあるほうが打撃がより確実なものとなる。

【0013】

また、前記スリットの両縁部に互いに打ち合うことが可能な鍔部が形成されているものとする事が出来る。前記鍔部同士は、恰かも両手を打ち合う拍手のように打ち合うため、打撃がより確実でより大きな音を立てることが出来る。

10

【0014】

また、前記スリットは、前記壁面の長手方向へ設けられた凸条部の中心部に、その長手方向へ向けて切り込みが入れられて成るものとする事が出来る。前記スリットをその両縁部間に僅かに隙間が出来るように形成するには、例えば前記壁面の長手方向へ凸条部を設けるように成型し、この凸条部の両側の立ち上げ部をカッターナイフなどでえぐるように切断して凸条部を除去するようにすれば、その跡には目的のスリットが形成されるのである。これはこれで良いのではあるが、前記凸条部の両側に対してカッターナイフなどでえぐると言う作業が要請されるので、さらに工程を簡単なものにするには次のようにすれば良い。すなわち凸条部の中心部にその長手方向へ向けて切り込みを入れて成るものである。

20

【0015】

なお更に、前記凸条部の中心部が鋭角に形成されているものとする事が出来る。この鋭角に形成されている部分にカッターナイフを刺し入れ、ここに添って切れ込みを入れて行けば、前記鋭角部分がガイドの役目を担って一条のスリットが形成される。従って前記凸条部の両側をぐるりとえぐらずとも、前記凸条部の中心部に一本の切れ込みを入れるだけであるから、作業が極めて楽でありコストにも良い影響を及ぼす。なお前記凸条部の中心部が鋭角に形成されているため、ここがカッターナイフのガイドと成る作用効果がある。

30

【0016】

また、前記スリットは、前記壁面の長手方向へ設けられた凹条部の中心部に、その長手方向へ向け切り込みが入れられて成るものとする事が出来る。これは前記前記凸条部とは反対側（壁面の内側方向）への凸条部と言うことになるが、カッターナイフなどでえぐる作業を行なった結果は上述した凸条部の場合と同一である。しかしながら、前記凹条部の中心部が鋭角に形成されているものとした場合では、この鋭角に形成されている部分に添って一条の切れ込みを入れて行けばスリットが形成される点は同一であるものの、スリットがある凸条部が壁面の内側へ向き、壁面の外側へは出て来ないため、比較的見た目が良いと言う利点がある。

40

【0017】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施形態に付き、図面に基づいて説明するが、本発明はこれらの実施形態にのみ限定されるものではない。なおこれらの実施形態に於ける要部は合成樹脂成型によるものの例である。

【0018】

（第1実施形態）

図1で表わした応援用具は、打撃可能な物体として合成樹脂によって扇状体1に成型して成るものである。この扇状体1の中心部からは外縁部に至るスリット11が設けられている。このスリット14の幅すなわち両縁部間の距離を5ミリメートルほど取っており、スリット11の両縁部には鍔部12, 12が形成されている。またこの扇状体1の両側には

50

手で打撃するための側板 10 が設けられている。なおこの扇状体 1 には握り部 13 が設けられている。

【0019】

この扇状体 1 は弾力性のある合成樹脂製のものであるから、握り部 13 を片手で握り、もう一方の手で前記側板 10 を打撃すると、打撃の弾みによりスリット 11 の両縁部の鏝部 12, 12 が互いに打ち合って打撃音を発生する。また所謂ハリセンのような使い方が可能である。このように数ミリメートルの隙間がある場合もスリットであり、打撃の衝撃でスリットの両縁部が互いに打ち合うことが出来るわけであるが、この実施形態では鏝部 12, 12 が形成されているため、より確実に打ち合うことが可能と成っている。なおこの応援用具は、扇のように扇ぐ仕草での応援にも使用することが出来る。

10

【0020】

(第2実施形態)

図2及び図3で表わした応援用具は、打撃可能な物体として合成樹脂によって筒状体2に成型して成るものである。この筒状体2は野球のバットをデフォルメした形状と成っており、細い方の側は握り部20として筒形が閉じられており、太い方の側には開口部21が設けられている。この筒状体2の壁面にはその長手方向へ向けて、開口部21にまで達するスリット22を形成した。このスリット22は、筒状体2の壁面をカッターナイフで切り込んで付けたものである。この横断面形状を模式的に表わしたものが図3であるが、前記筒状体2の壁面にその長手方向へ向けて、開口部21にまで達するスリット22を、2回対称の位置に2つ形成すると共に、このスリット22の両縁部に筒状体2の内側に向けて鏝部23, 23を形成した。なおこのメガホンは図3の上方向または下方向から打撃するものであるが、打撃する部位の目安とすべく略円形状の打撃部24を設けている。ここには絵柄を入れたりシールを貼ったりすることが出来る。

20

【0021】

この応援用具は中空状で軽量であるから、片手で握り部20を握り楽々と取り扱うことが可能である。握り部20の端部は閉じられており、強度は十分に確保されている。そこでもう一方の手で前記打撃部24あたりを打撃することによって音を出すことが出来る。この時、スリット22の両縁部に設けられている鏝部23, 23同士が恰かも両手を打ち合う拍手のように打ち合うため、打撃がより確実により大きな音を立てることに成る。

【0022】

(第3実施形態)

図4で表わした応援用具は、打撃可能な物体として合成樹脂によって成型された筒状体3, 3を、握柄兼用のマラカス部30の両側に設けて成るものである。即ち、この筒状体3の壁面にその長手方向へ向けて、前記筒状体3の中央部付近から開口部32の約2センチメートル手前まで延びるスリット31を形成した。なおこのスリット31は前記筒状体3, 3の壁面をカッターナイフで切り込んで付けたものであり、各々の筒状体3に付いて6回対称の位置に6条のスリットが設けられている。また前記マラカス部30は閉じられており、その内部には合成樹脂ペレットが所要量だけ納められている。

30

【0023】

この応援用具は握柄がマラカス部30と成っているため、ここを持って振るだけで合成樹脂ペレットが筒状体3に当たってマラカスの音を出すことが出来る。他方マラカス部30を片手で握って、もう一方の手で筒状体3の壁面を打撃すると、その勢いにより前記スリット31の両縁部が互いに打ち合って打撃音を発する。この時の打撃の位置は任意であり、何れかのスリット31の両縁部が互いに打ち合って打撃音を発する。スリット31は筒状体3の壁面を切り込んで付けただけのものであるから、スリット31の両縁部分は互いに付かず離れずのような状態ではあるが、打撃の弾みにより互いに打ち合って音を発生し、これが筒状体3に伝わって響くように聞こえる。

40

【0024】

またこの際、スリット31は前記開口部32にまで達していないが、打撃時の衝撃でスリット31回りが打ち合うために音を発生するのである。この際に発生する音はガチャガチ

50

ヤ音ではなく軽快な音である。また特にスリット31が開口部32にまで達していないことによって、スリット31の近くの壁面を打撃した場合に、開口部32が潰れてスリット31の両縁部の打ち合いが弱くなり、音が弱くなるというようなことが起こらず、携帯時や打撃時等に於ける開口部32の壁面の变形が少なくなるという効果がある。

【0025】**(第4実施形態)**

図5及び図6で表わした応援用具は、打撃可能な物体として合成樹脂によって成型されたメガホン様の筒状体4に関するものであるが、メガホンとしての機能を備えないため握り部40には吹き口は設けられていない。この実施形態の特徴は筒状体4の壁面に設けられたスリット42の構成にある。すなわちこの筒状体4の壁面にその長手方向へ向けて前記筒状体4の中央部付近から開口部41にまで達する凹部43を形成し、この凹部43の底部にカッターナイフを入れるようにして、開口部41の手前2センチメートルまで切り裂いてスリット42を設けて成る。なお前記凹部43は筒状体4の内側に向けて突出している。この先端部が略V字形状に凹設された凹部43は、カッターナイフを用いてここを切り裂く際のガイド性が良好である。また凹部43はV字形状の先端部へ近づくほど肉薄と成っているため、切り裂きやすいという利点がある(図6)。

10

【0026】

この実施形態では、前記凹部43は開口部41まで達するように形成されているが、前記スリット42は開口部41の2センチメートル手前までであり、開口部41にまでは達していない点に特徴を有する。すなわちこの2センチメートルの間は略V字形状の凹部43のみ形成された形と成っており、凹部43には打撃の力が加わりやすく、蛇腹のように縮小しやすく、これにより一層効率的に前記スリット42の両縁部を叩き合わせる。なお前記凹部43は筒状体4の外側から見ると凹部であって、筒状体4の内側方向へ突出しているものであり、筒状体4の外側へは出て来ていないため、比較的見た目が良いという利点がある。

20

【0027】**(第5実施形態)**

図7及び図8で表わした応援用具は、上述した第4実施形態と同様の筒状体5と握り部50とを備えるが、この握り部50に吹き口は設けられていない。この筒状体5にその長手方向へ向けて前記筒状体5の中央部付近から開口部まで達する凹部53を形成し、この凹部53の底部にカッターナイフを入れるようにして開口部に至るスリット52を設ける。またさらにこの開口部に補強筒51を被せて成る。なお前記凹部53は全体が略U字形状を呈し、筒状体5の内側に向けて突出している(図8)。

30

【0028】

この応援用具では、スリット52は凹部53と共に筒状体5の開口部に至るまで形成されているが、開口部に補強筒51が被せられていることによって、スリット52は実質的には補強筒51の手前までしか形成されていないことに成る。従って上述した第4実施形態の応援用具と同様の作用効果を奏する。なお補強筒51を取り付ける代わりに、この部位にビニールテープ等のテープを巻き付ける構成も可能である。

40

【0029】**(第6実施形態)**

さて上述した第4及び第5実施形態では凹部43, 53を筒状体4, 5の内側に向けて突設していた。これに対してこの第6実施形態および次に説明する第7実施形態では凸部61, 71としている。すなわちこの第6実施形態は、筒状体壁面6の長手方向へ向け先端部が略V字形状に設けられた凸部61の前記先端部に切り込みが入れられてスリット60が形成されている。なお凸部61は筒状体壁面6の外側に向けて突出している(図9)。

【0030】

凸部61の先端部が略V字形状に突設されており、先端部にカッターナイフを入れて切り裂く際のガイド性が良好であるという利点がある。

【0031】

50

(第7実施形態)

図10はこの実施形態の一部である筒状体壁面7を拡大して表わしたものである。筒状体壁面7の長手方向へ設けられた凸部71の中心部に、その長手方向に向けて切り込みが入れられてスリット70が形成されている。なお凸部71はその全体が略U字形状を呈している。

【0032】

なお前記凸部71は筒状体壁面7の外側から見ると凸部であり、筒状体壁面7の外側方向へ突出しているものである。

【0033】

(第8実施形態)

図11はこの実施形態の一部である筒状体壁面8を拡大して表わしたものであるが、この筒状体壁面8の長手方向へ向けて形成されたスリット80の両縁部の肉厚が他の壁面部よりも大きい肉厚部81と成っている点に特徴を有する。

【0034】

この肉厚部81の存在によって打撃がより確実なものと成り、音がよいと言う効果がある。

【0035】

(第9実施形態)

図12で表わした応援用具は、打撃可能な物体として合成樹脂により成型されたメガホン様の、しかしメガホンとしての機能を備えていない筒状体9と、メガホンの拡声部91とを、共有する1つの握り部93によって束ねて成るものであり、前記筒状体9側はこの握り部93とは通気しないが、前記拡声部91と握り部93とは通気するように構成されている。符号94は握り部93に設けられた吹き口部である。前記拡声部91の端部は拡声口とされており、また前記筒状体9の端部は開口部90とされている。而して筒状体9の壁面の、前記筒状体9の中央部付近から開口部90にまで達する部位に、その長手方向へ向けてカッターナイフを入れるようにして切り裂いてスリット90を設けて成る。

【0036】

前記握り部93を片手で握ってもう一方の手で筒状体9の壁面を打撃すると、その勢いにより前記スリット90の両縁部が互いに打ち合って打撃音を発する。このスリット90は筒状体9の壁面を切り込んで付けただけのものであるから、スリット90の両縁部分は互いに付かず離れずのような状態ではあるが、打撃の弾みにより互いに打ち合って音を発生し、これが筒状体9に伝わり主として開口部90から発せられて響くように聞こえる。

【0037】

一方で、前記吹き口部94に口を当てて発生すると、その声は通気のある前記拡声部91の側へ流れ、拡声口92から発せられる。このようにこの実施形態の応援用具は、打撃音を発生するのみならずメガホンとしての利用法がある。このような形態もあり得るのである。

【0038】

(その他)

なおこの他、スリットの両縁部に壁面の他の部位とは異なる材料から成る互いに叩き合う部材を付けることが出来る。例えば他よりも硬い材料を用いるようにするなどである。前記打撃可能な物体が筒状体である場合に、その形状は円筒形に拘らないから、例えば角丸の方形などが任意に採用可能である。また機能ではなく形状のみ従来のメガホン形状とすることが可能である。またこの素材に関しても任意である。またこの発明の応援用具に紐通しのための孔を設けることなども可能である。

【0039】

またスリットが外側から見えなくなるように、スリットの上にビニール製等のシールを、このシールの中央部分がスリットに接着しないようにしてスリットの周縁部で壁面に接着するなどの工夫が可能である。この構成によってもスリットからは打撃音を発生させることが出来るのである。なお例えば上述した第4実施形態では、凹部43の底部にカッター

10

20

30

40

50

ナイフを入れるようにしてスリット42を刻設しているが、凹部43の周囲を切り取るようにして幅広のスリットを設けることが可能である。

【0040】

【発明の効果】

以上この発明の応援用具は、打撃可能な物体の壁面にスリットを設けただけの簡易構造でありながら、拍子木のように打撃音を発生させることが出来る。

【0041】

この結果、従来品では同じものを2つ揃える必要があったのに対して、この発明では単体でこのような打撃音を発生させることが可能と成っている。

【図面の簡単な説明】

10

【図1】第1実施形態の斜視図である。

【図2】第2実施形態の縦断面図である。

【図3】同実施形態の横断面模式図である。

【図4】第3実施形態の斜視図である。

【図5】第4実施形態の斜視図である。

【図6】同実施形態の横断面一部模式図である。

【図7】第5実施形態の斜視図である。

【図8】同実施形態の横断面一部模式図である。

【図9】第6実施形態の横断面一部模式図である。

【図10】第7実施形態の横断面一部模式図である。

20

【図11】第8実施形態の横断面一部模式図である。

【図12】第9実施形態の斜視図である。

【符号の説明】

- 1 扇状体
- 10 側板
- 11 スリット
- 12 鏝部
- 13 握り部
- 2 筒状体
- 20 握り部
- 21 開口部
- 22 スリット
- 23 鏝部
- 24 打撃部
- 3 筒状体
- 30 マラカス部
- 31 スリット
- 32 開口部
- 4 筒状体
- 40 握り部
- 41 開口部
- 42 スリット
- 43 凹部
- 5 筒状体
- 50 握り部
- 51 補強筒
- 52 スリット
- 53 凹部
- 6 筒状体壁面
- 60 スリット

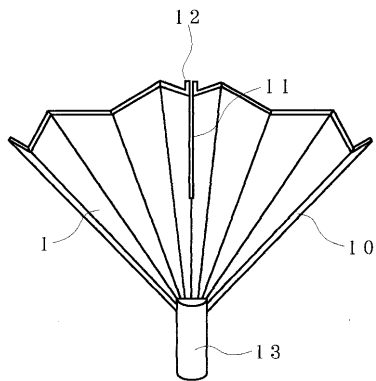
30

40

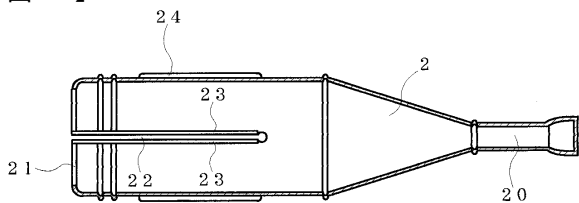
50

- 6 1 凸部
- 7 筒状体壁面
- 7 0 スリット
- 7 1 凸部
- 8 筒状体壁面
- 8 0 スリット
- 8 1 肉厚部
- 9 筒状体
- 9 0 開口部
- 9 1 拡声部
- 9 2 拡声口
- 9 3 握り部
- 9 4 吹き口部

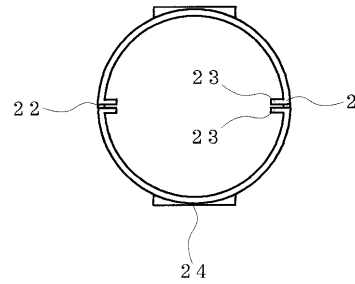
【図 1】



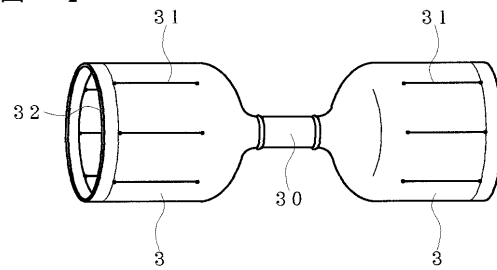
【図 2】



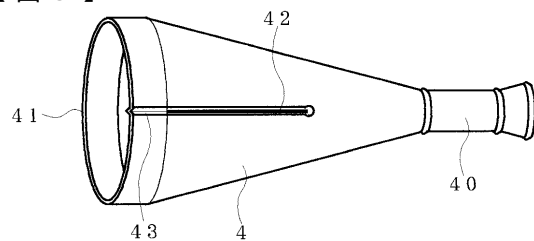
【図 3】



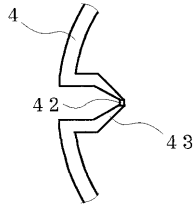
【図 4】



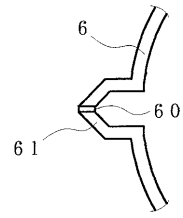
【図 5】



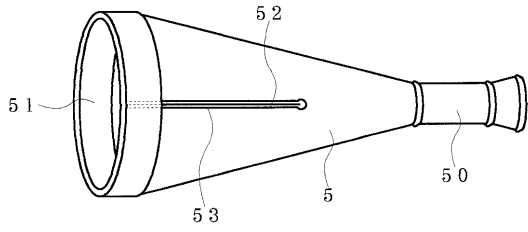
【図 6】



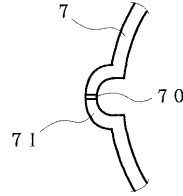
【図 9】



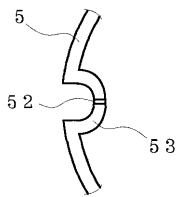
【図 7】



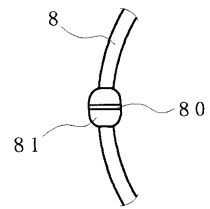
【図 10】



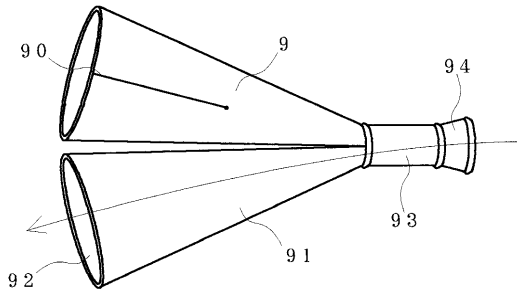
【図 8】



【図 11】



【図 12】



【手続補正書】

【提出日】平成16年5月24日(2004.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

スポーツ観戦例えば野球の応援に際し、両手に持った2つのメガホンを互いに打ち付け合って音を出すことが盛んに行なわれている。またメガホンの代わりに合成樹脂製のおもちゃのバットを打ち合っ打撃音を出すようなことも行なわれている。これ等の使用法は拍子木に倣ったものであるとすることが出来る。

【特許文献1】

特開2000-352985号公報

【特許文献2】

意願2004-006519号

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

しかしながらこれ等の応援方法に於いては、拍子木と同様の使用法並びに構成としているため、メガホンであればメガホンを2つ必要とし、バットのおもちゃであればそれを2つ必要としている。同じようなものがペアに成っていないと、拍子木的な使い方が出来ないのである。このため特開2000-352985号のような「メガホン等応援用具の携帯用ストラップ」も提案されている。なお意願2004-006519号の「メガホンおもちゃ」は合成樹脂成型に成る中空体を2本、各々に設けた紐通しの孔に紐を通して連結して成るものであり、各々両方の手に持って互いに叩き合うことで拍子木のような打撃音を立ててスポーツ観戦を行うことができる。